

日本の豚コレラ清浄化計画

吉村史郎（農林水産省畜産局衛生課）

YOSHIMURA, S. (1996). Eradication program of hog cholera in Japan. Proc. Jpn. Pig. Vet. Soc., 29: 22-24

わが国の豚コレラ防疫対策は、ワクチンによる防圧を中心に実施してきた。1969年に実用化した現行の生ワクチンは効力と安全性にすぐれ、わが国の豚コレラ対策に著しく貢献した。最近では散発的な発生にとどまっておらず、1992年の熊本県の発生を最後に現在まで発生はない。このように、豚コレラの発生が減少していること、また国際競争力を高めるために生産コストの縮減が求められていることなどから、わが国の豚コレラ防疫対策も見直しの時期が来ている。国際的にも一部の国を除き豚コレラの発生が減少している国が多く、ワクチンを使用しない清浄化計画が豚コレラ防疫の主流となりつつある。このような状況から、わが国でも豚コレラの防疫対策の見直しが行われ、本年度より「豚コレラ撲滅体制確立事業」が開始され、豚コレラの清浄化をはかることとなった。関係者すべての合意と共通認識のもとに様々な問題を克服し、同事業を成功させなければならない。一時も速くわが国から豚コレラの撲滅されることを期待する。以下に豚コレラ撲滅体制確立事業について紹介する。

1. 家畜衛生を取り巻く状況について

(1) 養豚経営の動向

わが国の養豚経営は経済の高度成長とともに拡大、発展してきたが、近年になって、飼養戸数は年率10%の割合で減少し、飼養頭数も平成2年以降減少しており、今年2月1日現在では、飼養戸数16,000戸、飼養頭数990万頭となっている。

1戸あたりの飼養頭数は年々拡大しており、特に肥育豚の飼養規模の拡大が顕著であり、肥育豚1千頭以上層の頭数シェアは毎年増加している。

経営形態別には一貫経営の占める割合が増加している。

(2) 豚コレラの発生状況等について

ア. 豚コレラの発生状況

昭和40年代には大発生があったが、家畜衛生試験場により開発されたワクチンを使った予防接種の推進に伴って発生は漸減し、昭和51年から4年間は無発生となった。しかしながら、昭和55年に11県50戸5,920頭の再発生があった。その後、豚コレ

ラ予防接種率の上昇もあって、昭和62年以降散発的小規模な発生で推移し、平成5年以降発生はない。

イ. 最近の発生事例についての疫学分析

最近の豚コレラの発生は、いずれも予防接種を定法どおり実施していない農家での発生であり、

- ① 予防接種を全く実施していない農家
- ② 予防接種を実施しているものの、一部の豚にししか実施していない農家の豚のうち未接種豚での発生となっている。

いずれの農家も一貫経営であり、感染経路については特定できていない。

(3) 豚コレラ防疫対策の経緯等について

ア. 豚コレラ防疫対策の経緯

(ア) 豚コレラについては、昭和30年代から40年代にかけての全国的な発生に対応し、養豚振興を図るための最重点課題として家畜伝染病予防法に基づく国家防疫としての発生予防、蔓延防止のための措置を実施した。

(イ) 畜産の経営規模の拡大、予防接種による発生予防技術の確立等の進展の中で、より適切な防疫措置を実施確保するためには、家畜伝染病予防法に基づく国・県の措置と併せて、生産者自らが積極的に発生予防の措置を講じることが健全な農家経営のために必要となり、

- ① 昭和42年度から生産者と一体となった豚コレラ防疫促進のための各種事業（豚コレラ予防接種及び自衛防疫組織化の促進）を推進
- ② 昭和46年には家畜伝染病予防法を改正して、「予防のための（生産者の）自主的措置」を追加し、「国家防疫」に対する「自衛防疫」を明確化した。

イ. 豚コレラの予防接種の実施体制及び実施状況

(ア) 予防接種は各県衛指協が都道府県の指導の下に作成した「地域防疫協議会実施計画」に基づき指定獣医師を雇用し実施してきている。なお、和歌山県及び沖縄県は家畜伝染病予防事業により予防接種を実施

(イ) 予防接種率は大発生が終息した昭和45年以降は50%台で推移したが、昭和55年の再発生に伴う予防接種の励行により、昭和57年以降は現在まで70~76%で推移

(4) 海外における豚コレラの発生状況と防疫措置

ア. 豚コレラの発生状況

(ア) アジア地域

各国で発生しているが、わが国（最終発生年：1992年）、モンゴル（同：1979年）（1993 FAO-OIE-WHO家畜衛生情報資料）で発生がない。

(イ) ヨーロッパ地域

ドイツ、イタリア、ベルギー、オーストリア、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、スイス等では発生しているが、それ以外の大部分のEU諸国、北欧諸国では発生がない（1993 FAO-OIE-WHO家畜衛生情報資料）。

(ウ) アメリカ地域

メキシコ、キューバ、コスタリカ、チリ等の中南米諸国では発生しているが、北米（アメリカ、カナダ）、ホンジュラス等では発生がない（1993 FAO-OIE-WHO家畜衛生情報資料）。

(エ) アフリカ地域

マダガスカル等で発生（1993 FAO-OIE-WHO家畜衛生情報資料）。

イ. 防疫措置

(ア) 豚コレラ清浄国

豚コレラを法的措置を伴う重要伝染病に位置付け、予防接種によらない発生予防、徹底的な殺処分等による厳重な国内防疫措置と、海外からの侵入防止のための輸入検疫等を実施。

(イ) 豚コレラ発生国

豚コレラを法的措置を伴う重要伝染病に位置付け、豚コレラ清浄国に準じた措置を取っているが、大方は患畜の殺処分、予防接種等による蔓延防止措置を推進。

ウ. 撲滅対策の達成経過

(ア) イギリスは1963年から感染群を中心とした撲滅対策を推進し、1967年に撲滅を宣言した。しかしながら、その後、1971年に輸入肉に由来する再発生があったが、終息した。

(イ) アメリカは1962年から州ごとに独立して、段階的に予防接種の徹底、その後の予防接種の中止、感染群の殺処分による撲滅を推進し、1978年に全国的な撲滅宣言を行った。

(5) 豚コレラ撲滅に係る生産者の動向

わが国の養豚農家は貿易の自由化の推進等の状況を受け、厳しい経営環境に立たされており、国際的な競争力の増進が望まれている。このような中で、全国養豚協会、全国養豚経営者会議、中央畜産会及び豚コレラ清浄化実行委員会から農林水産省に対し生産コストの低減につながる豚コレラ清浄化推進の要望がなされた。

2. 豚コレラ撲滅対策の実施

(1) 撲滅対策推進の背景

ア. 豚コレラの発生状況

散发化、平成5年から発生がない。

イ. 豚コレラの撲滅の技術的可能性

(ア) 諸外国における撲滅成功事例（英国、米国等）

(イ) 撲滅は技術的に可能（豚コレラは、撲滅を達成しうる要件とされている、①感受性動物の種類が少ないこと、②キャリアーがないこと、③不顕性感染がないこと、④ワクチンの効果が優れていること、を満たすこと）

ウ. 防疫対策の基本は撲滅

エ. 豚コレラ撲滅に対する意識、関心の高揚

オ. 養豚経営を巡る事情の変化

(ア) 養豚農戸数及び飼養頭数の減少

(イ) 養豚経営コスト削減による国際競争力強化の必要性

(2) 撲滅対策の内容

ア. 基本的考え方

(ア) 生産者等の衛生管理水準の向上を図り、国内の豚コレラを撲滅し、ワクチンを使用しない防疫体制の確立を図ることを目標とする。

(イ) 具体的対策としては、全頭接種による野外ウイルス撲滅と予防接種中止後の発生時の迅速な防疫推進体制を確立する。

(ウ) 全国段階、都道府県段階にそれぞれ、豚コレラ撲滅全国検討委員会及び豚コレラ撲滅都道府県委員会を設置し、計画的全国一体的に撲滅を推進する。

イ. 具体的実施方法

豚コレラ撲滅対策については段階的、地域防疫措置により清浄化を推進することとしている。

(ア) 段階的清浄化の推進

a. 第一段階

(a) ワクチンの組織的接種等を通じて地域防疫体制を強化するとともに全頭接種による野外ウイルスの撲滅

(b) 防疫推進の確認のための調査の実施

- ・ 予防接種率調査
- ・ 抗体保有状況調査
- ・ 野外ウイルス疫学調査
- ・ 衛生管理状況調査

b. 第二段階

- ・ 全国委員会が定める指定基準に基づいて都

- 道府県委員会が中止地域の設定を検討
- ・予防接種を中止し、清浄度維持確認調査で清浄度を監視
- c. 第三段階
 - ・全国委員会が全国の中止地域等の指定状況等を検討
 - ・発生の恐れがないと判断するに至った場合に全国的に予防接種を中止
 - ・動物検疫の更なる徹底と発生時の殺処分を中心とした蔓延防止により対応
- (イ) 地域別清浄化の推進
 - 野外ウイルスの撲滅のために予防接種の全頭接種を進める「ワクチン接種推進地域」と野外ウイルスの存在が否定され、衛生管理体制が整う等の要件を満たし予防接種が中止された「ワクチン接種中止地域等」に区分して防疫対策を実施するとしている。
 - a. ワクチン接種推進地域における対策
 - ・全頭接種を基本とする組織的な予防接種の徹底
 - ・都道府県の指導のもと衛指協が予防接種計画を作成し接種を徹底実施
 - ・発生時の蔓延防止措置は現行対策と同様に実施（届出、殺処分、隔離、緊急予防接種、移動制限）
 - b. ワクチン接種中止地域等における対策
 - 清浄度確認のための調査を実施して、その清浄度の維持推進を図り、清浄地域からの導入および導入豚の隔離検査を実施する。
 - (ウ) 段階的、地域別中止条件の判定の考え方
 - 全国的段階に設置された全国委員会が段階的中止条件を設定し、その基準を満たした地域等について都道府県委員会が中止地域等の設定について検討する。全国の清浄化の進展状況に関する情報に基づいて全国委員会が全国的な中止の検討を行う。

豚コレラ撲滅体制確立対策（組替新規）

1. 趣旨

予防接種による防疫対策を講じてきた豚コレラについて、その発生状況、防疫実施状況及び英国、米国等における撲滅例を踏まえ、生産コスト削減にも大きく結びつく新たな豚コレラ防疫方式を導入するため、ワクチンの全頭接種、新しい診断法利用等による野外ウイルス不在の確認及び衛生管理水準の向上等を全国一斉に計画的に実施し、我が国における豚コレラの撲滅を達成し、ワクチンを使用しない防疫方式に移行することにより養豚経営の安定的な振興に資する。

2. 事業の内容

(1) 予防接種推進計画の策定

予防接種の計画的かつ的確な実施のため、個別養豚農家の豚コレラ予防接種計画をとりまとめ、「県予防接種推進計画」を策定する。

(2) 清浄度の分析確認

個別養豚農家の接種状況及び衛生管理状況等の確認調査並びに飼養豚の抗体調査等を実施し、ワクチン抗体の保有状況及び野外ウイルスの動態を把握することにより、清浄化の進展状態を疫学的に確認する。

(3) 予防接種状況等分析検討

清浄度の分析結果等を用いて、専門家により疫学状況、防疫体制等予防接種中止に必要な技術上の総合的検討を行う。

(4) 予防接種率向上促進

「県予防接種推進計画」に従って、予防接種の徹底を図るために必要な経費の一部を補助する。

(5) 清浄地域維持対策推進

予防接種中止の条件を満たした特定地域（清浄地域）については予防接種を中止し、予防接種を用いない防疫体制への移行を推進する。

3. 事業実施主体

都道府県、家畜畜産物衛生指導協会

4. 平成8年度概算決定額

687(0)百万円

5. 補助率

1/2